令和4年第1回(3月)上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

		T	ı
案件番号	案 件 名	提出課	ページ
報告第1号	専決処分した事件の承認について(令和3 年度上越市一般会計補正予算(専第3号))	福祉課	1
議案第11号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第8 号)	高齢者支援課ほか	3~4
議案第12号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第9 号)	地域医療推進室ほか	5~14
議案第14号	令和3年度上越市診療所特別会計補正予算(第2号)	地域医療推進室	15
議案第15号	令和3年度上越市介護保険特別会計補正予算(第3号)	高齢者支援課	16~17
議案第17号	令和3年度上越市病院事業会計補正予算 (第2号)	地域医療推進室	18
議案第33号	上越市シニアセンター条例の一部改正に ついて	高齢者支援課	19~20
議案第39号	工事請負契約の締結について	福祉課	21~22
議案第41号	指定管理者の指定について(市民いこいの 家)	福祉課	23~24
議案第42号	指定管理者の指定について(清里生活支援ハウス)	高齢者支援課	25~26
議案第1号	令和4年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	27~124
議案第3号	令和4年度上越市診療所特別会計予算	地域医療推進室	125~127
議案第4号	令和4年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	128~149
議案第6号	令和4年度上越市病院事業会計予算	地域医療推進室	150~154

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理 して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に 安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞り なく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	報告第1号
提	提出課		福祉課

歳出科目(P252~P253)	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

		=.	
事 業 名	補正前	補正額	補正後
生活困窮者自立支援事業	56, 760	2, 350, 071	2, 406, 831

	主 な 補	正財	源		主	な	経	費
国庫支出金	2, 244, 689			職員手当等		2, 721	負担金額	前助及び交付金
県支出金	51, 250			役務費		10, 931		2, 200, 000
一般財源	54, 132			委託料		30, 658	扶助費	102, 925

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の補正予算の成立を受け、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給するほか、原油価格高騰を踏まえ、当該世帯等に灯油購入費助成金5千円を交付するため、所要額を増額したもの(令和3年12月21日専決補正)

【補正内容】

(財源内訳)

	区 分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子育て世帯等臨時特別支援事業費 補助金	0	2, 244, 689	2, 244, 689
県支出金	灯油購入費助成事業補助金	0	51, 250	51, 250
一般財源		0	54, 132	54, 132
	合 計	0	2, 350, 071	2, 350, 071

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	0	1,649	1,649
職員手当等	0	2,721	2, 721
共済費	0	294	294
旅費	0	77	77
需用費	0	816	816
役務費	0	10, 931	10, 931
システム導入等委託料	0	30, 658	30, 658
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	0	2, 200, 000	2, 200, 000
灯油購入費助成金	0	102, 925	102, 925
合 計	0	2, 350, 071	2, 350, 071

【実施内容】

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
 - (1) 支給条件
 - ① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の住民税が非課税の世帯ただし、世帯全員が、住民税を課税されている人の扶養親族となっていないこと。
 - ② ①のほか、令和3年1月以降、申請期限までの間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
 - (2) 対象見込み世帯数
 - ① 17,500世帯
 - ② 4,500世帯
 - (3) 支給額 1世帯当たり10万円
 - (4) 申請期限 令和 4 年 9 月 30 日まで
- 灯油購入費助成事業
 - (1) 支給条件 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付対象世帯
 - (2) 対象見込み世帯数
 - ① 17,500 世帯
 - ② 3,085 世帯
 - (3) 支給額 1世帯当たり5千円
 - (4) 申請期限 令和 4 年 4 月 30 日まで

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第11号
提	提出課		高齢者支援課

歳出科目 (P32~P33)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

事業名	補正前	補正額	補 正 後
新型コロナウイルス	10 100	7 190	10.200
感染症検査助成事業	12, 190	7, 136	19, 326

	主 な 補	正 財	源		主	な	経	費	
国庫支出金	7, 136			委託料		7, 008			
				扶助費		128			

【補正理由】

介護保険施設及び障害者福祉施設に新たに入所する人や、介護保険及び障害福祉サービスの通所サービス等を利用する人のうち、県外在住者等との接触により感染のおそれがある人に対するPCR検査費助成を継続するための経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	7, 136	7, 136
	合 計	0	7, 136	7, 136

(歳出)

	区分	補正前	補正額	補正後
委託料	新型コロナウイルス感染症 検査委託料	11, 790	7, 008	18, 798
扶助費	新型コロナウイルス感染症 検査助成金	400	128	528
	合 計	12, 190	7, 136	19, 326

提 出 課 すこやかなくらし包括支援センター こども発達支援センター

歳出科目 (P34~P35) 3 款 2 項 6 目 こども発達支援センター運営費

単位:千円

事	業	名	補正前	補 正 額	補 正 後
こども発	達支援セン	ター事業	22, 367	67	22, 434

一般財源 67 報酬 5 給料 57	主な経費	主 な 補 正 財 源
給料 57	報酬 5	一般財源 67
	給料 57	
共済費 5	共済費 5	

【補正理由】

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施にあわせ、療育支援業務等に従事する会計年度任用職員の保育士等の報酬及び給料を引き上げるもの

【補正内容】

令和4年2月分及び3月分のこども発達支援センターに勤務する保育士等の報酬及び給料を約3%引き上げる。

(財源内訳)

区 分	補正前	補正額	補正後
一般財源	9, 371	67	9, 438
승 計	9, 371	67	9, 438

(歳出)

	区分	補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	1, 423	5	1, 428
給料	会計年度任用職員給料	12,612	57	12, 669
共済費	会計年度任用職員共済組合 負担金、社会保険料	3, 180	5	3, 185
	合 計	17, 215	67	17, 282

【実施内容】

<会計年度任用職員の処遇改善の概要>

- ・実施時期 令和4年2月分から
- ・職 種 療育支援業務等に従事する保育士、幼稚園・学校教諭
- ・改善内容 現行の報酬・給料を約3%引上げ
- ※それぞれの職種の処遇改善に係る補正額は、関連する事業予算に計上

所	所管委員会		厚生常任委員会
関	係 案 件		議案第12号
提出		課	地域医療推進室

歳入科目 (P84~P85) 14 款 2 項 2 目 衛生費負担金
--

	補 正 前	補 正 額	補 正 後
休日・夜間診療所負担金	3, 777	7, 751	11, 528

【補正理由】

令和2年度の患者数が当初の見込みを下回ったことから、妙高市からの休日・夜間診療所の運営に関する事務の委託に関する負担金(過年度分)を実績に合わせて増額し、精算するもの

区分	確定額	当初負担金額	精算額
休日・夜間診療所負担金 (過年度分)	8, 064	313	7, 751

<患者数と負担金の推移>

(単位:人)

1,010 // 0 / 1,00	T - 1 H 1/2 -	(1 1	
年度	当初	実績	負担金
平成 30 年度	10, 831	10, 475	205
令和元年度	10, 739	10, 532	1, 723
令和2年度	10, 702	2, 951	8,064

歳入科目 (P84~P85) 15 款 1 項 3 目 衛生使用料

			1 1 1 1 1 1
	補正前	補正額	補 正 後
大島診療所使用料	39, 151	△3, 779	35, 372
休日・夜間診療所使用料	69, 383	△39, 366	30, 017
合 計	108, 534	△43, 145	65, 389

【補正理由】

患者数が当初の見込みを下回ることから、診療所使用料を減額するもの

科目名称	充当先事業
大島診療所使用料	保健衛生総務費職員人件費
休日・夜間診療所使用料	休日・夜間診療所管理運営費

<患者数> (単位:人)

70 1 770			(1 1 7 - 7
区分	分 当初 実績見込み		比較増減
大島診療所	3, 356	3, 079	△277
休日·夜間診療所	8, 320	3, 645	△4, 675
合 計	11, 676	6, 724	$\triangle 4,952$

提 出 課	福祉課
-------	-----

歳出科目 (P114~P115) 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

単位:千円

			<u> </u>
事 業 名	補正前	補正額	補 正 後
市民いこいの家管理運営費	15, 622	5, 794	21, 416

	主 な 補	正財	源		主	な	経	費	
一般財源	5, 794			委託料		5, 794			

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入等が減少し、現行の指定管理料による運営が困難となっている指定管理施設について、年間の収支見通しに基づき指定管理料を再算定し、増額するもの

【補正内容】

○指定管理運営業務委託料

	区 分	補正前	補正額	補正後
委託料	ł	14, 577	5, 794	20, 371
	施設管理運営業務委託料	14, 577	5, 794	20, 371

[※]令和3年度収支実績の確定後、指定管理料を精算する。

○指定管理者

株式会社新潟ビルサービス

歳出科目(P114~P115)	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

事業	名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総	務管理費	27, 978	3, 034	31, 012

	主 な 補	正財	源		主	な	経	費	
寄附金	3, 034			積立金		3, 034			

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

	区 分	補正前	補正額	補正後	
寄附金	社会福祉施設整備費寄附金	0	3, 034	3, 034	

(歳出)

	区 分	補正前	補正額	補正後	
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	0	3,034	3, 034	

<積立金に係る寄附金の状況>

区 分	内訳		金額	合	計
令和3年度寄附金	個人	1 件	3,000		0.004
(令和3年1月~12月分)	団体	1 件	34		3, 034

<参考>

- ・上越市社会福祉施設整備基金 寄附金等を積み立て、社会福祉施設の整備に要する資金に充てるために設置
- ·基金残高 449,134 (令和4年3月末見込み)

歳出科目(P116~P117)	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

事業	名	補正前	補 正 額	補正後
介護給付・訓練等給付	事業	4, 151, 156	190, 049	4, 341, 205

-	主 な 補 正 財 源	主な経費
国庫支出金	94, 898	扶助費 190,049
県支出金	47, 449	
一般財源	47, 702	

【補正理由】

生活介護、放課後等デイサービスなどサービス利用量等が当初の見込みを上回ったことなどから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

	区 分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	2, 072, 663	94, 898	2, 167, 561
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	1, 036, 326	47, 449	1, 083, 775
一般財源		1, 042, 120	47, 702	1, 089, 822
	合 計	4, 151, 109	190, 049	4, 341, 158

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後	
	生活介護	1, 436, 422	39, 472	1, 475, 894	
	短期入所	132, 443	17, 807	150, 250	
	放課後等デイサービス	284, 945	67, 085	352, 030	
扶助費	就労移行支援	143, 586	15, 423	159, 009	
	グループホーム	353, 504	24, 721	378, 225	
	施設入所支援	338, 763	12, 895	351, 658	
	児童発達支援	27, 672	12, 646	40, 318	
	合 計	2, 717, 335	190, 049	2, 907, 384	

歳出科目(P116~P117)	3款1項4目	障害者自立支援費
	1	

事 業 名	補正前	補 正 額	補正後
移動支援事業	143, 334	△15, 357	127, 977

	主 な 補	正財源			主な	経	費	
国庫支出金	△5, 793	一般財源	△5,848	委託料	△15, 357			
県支出金	△2,894							
諸収入	△822							

【補正理由】

移動支援事業のうち福祉バス運行業務委託料において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

	区分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	地域生活支援事業補助金	9, 382	△5, 793	3, 589
県支出金	地域生活支援事業補助金	4,690	△2, 894	1, 796
諸収入	福祉バス利用者負担金	923	△822	101
一般財源		128, 339	△5, 848	122, 491
	合 計	143, 334	△15, 357	127, 977

(歳出)

	区 分	補正前	補正額	補正後
委託料	福祉バス運行業務委託料	20, 386	$\triangle 15,357$	5, 029
合 計		20, 386	△15, 357	5, 029

<運行見込>

	区 分	当初	実績見込み	比較増減
とわまい早	走行距離(km)	25, 660	5, 710	△19, 950
ふれあい号	利用時間 (時間)	1,721	449. 5	△1, 271. 5
カレン 12日	走行距離(km)	18, 440	3, 530	△14, 910
フレンド号	利用時間 (時間)	1, 364	347	△1, 017

提出課高齢者支援課

歳出科目 (P116~P117) 3 款 1 項 5 目 老人福祉費

単位:千円

事	業	名	補正前	補正額	補 正 後
五智養護老			247, 799	△14, 272	233, 527

主な経費
委託料 △14, 272
委

【補正理由】

入所者数が当初の見込みを下回ることから、歳出において施設管理運営業務委託料を減額し、歳入において養護老人ホーム事務委託負担金を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

×	分	補正前	補正額	補正後
八七人五七八名七人	養護老人ホーム措置 費負担金	51, 035	6,000	57, 035
分担金及び負担金	養護老人ホーム事務 委託負担金	69, 149	△17, 277	51, 872
一般財源		123, 762	$\triangle 2,995$	120, 767
合	計	243, 946	△14, 272	229, 674

(歳出)

	区分	補正前	補正額	補正後
委託料	施設管理運営業務委託料	243, 946	△14, 272	229, 674

<延べ入所者数> (単位:人)

70 / 771 77		(1 1 7 7
当初	実績見込み	比較増減
1, 776	1,614	△162

提出課福祉課

歳出科目 (P116~P117) 3 款 1 項 7 目 リゾートセンター費

単位:千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
くるみ家族園管理運営費	21, 477	5, 746	27, 223

	主 な 補	正 財	源		主	な	経	費	
一般財源	5, 746			委託料		5, 746			

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入等が減少し、現行の指定管理料による運営が困難となっている指定管理施設について、年間の収支見通しに基づき指定管理料を再算定し、増額するもの

【補正内容】

○指定管理運営業務委託料

	区 分	補正前	補正額	補正後
委託料	ł	11, 038	5, 746	16, 784
	施設管理運営業務委託料	11, 038	5, 746	16, 784

[※]令和3年度収支実績の確定後、指定管理料を精算する。

○指定管理者

株式会社メディカル&ケア

提 出 課 地域医療推進室

歳出科目 (P120~P121) 4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費

単位:千円

事 業 名	補正前	補正額	補 正 後
診療所特別会計繰出金	123, 911	8, 281	132, 192

	主 な 補	正財	源		主	な	経	費	
一般財源	8, 281			繰出金		8, 281			

【補正理由】

診療所特別会計の歳入歳出の収支均衡を図るため、繰出金を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

	区 分	補正前	補正額	補正後
繰出金	診療所特別会計繰出金	123, 911	8, 281	132, 192

歳出科目 (P122~P123) 4款1項7目 休日・夜間診療所費

			1 1 1 1 1
事 業 名	補正前	補正額	補正後
休日・夜間診療所管理運営費	128, 357	△8, 283	120, 074

主 な 補 正 財 源	主な経費
使用料及び手数料 △39,366	需用費 △8,283
一般財源 31,083	

【補正理由】

患者数が当初の見込みを下回ることから、歳入において診療所使用料を減額し、歳出に おいて医薬材料費を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

	区分	補正前	補正額	補正後
分担金及び負	担金	3, 777	0	3, 777
使用料及び	休日・夜間診療所使用料	69, 383	△39, 366	30, 017
手数料	診断書手数料	67	0	67
国庫支出金		429	0	429
県支出金		1, 576	0	1, 576
諸収入		1	0	1
一般財源		53, 124	31, 083	84, 207
	合 計	128, 357	△8, 283	120, 074

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	医薬材料費	11, 108	△8, 283	2, 825

<令和3年度患者数>

(単位:人)

当初	実績見込み	比較増減
8, 320	3, 645	△4, 675

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第14号
提	出	課	地域医療推進室

令和3年度上越市診療所特別会計補正予算(第2号)の概要

【補正理由】

- (1) 患者数が当初の見込みを下回ることから、診療収入を減額するもの
- (2) 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業支援金の交付が見込まれるため、 県補助金を増額するもの
- (3) 国民健康保険調整交付金へき地直営診療所運営費分の交付が見込まれるため、事業勘定繰入金を増額するもの
- (4) 決算見込みにあわせて医薬材料費を減額するもの
- (5) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、一般会計繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位:千円)

(,,4), 1)	,				<u> </u>
款		区 分 補正前		補正額	補正後
1	診療	寮収入	287, 251	△27, 788	259, 463
		外来収入	287, 244	△27, 788	259, 456
		入院収入	7	0	7
4	県	支出金	412	4,822	5, 234
		県補助金	412	4,822	5, 234
6	繰	入金	151, 668	11, 966	163, 634
		一般会計繰入金	123, 911	8, 281	132, 192
		事業勘定繰入金	27, 757	3, 685	31, 442

(歳出) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	医業費	129, 641	△11,000	118, 641
	医業費	129, 641	△11,000	118, 641

<令和3年度患者数> (単位:人)

当初	実績見込み	比較増減
27, 836	26, 221	△1,615

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第15号
提	出	課	高齢者支援課

令和3年度上越市介護保険特別会計補正予算(第3号)の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから、増額するもの
- (2) 保険給付費及び地域支援事業費について、決算見込みにあわせてそれぞれ補正するもの
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する生活支援として実施した保険料の減免に係る国庫支出金を増額するもの
- (4) 介護保険事業費補助金の交付決定を受けたことから、財源を組み替えるもの
- (5) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、基金積立金を増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	4, 848, 181	30, 223	4, 878, 404
3	国庫支出金	5, 905, 670	△118, 009	5, 787, 661
4	支払基金交付金	6, 249, 437	△140, 822	6, 108, 615
5	県支出金	3, 431, 715	△80, 404	3, 351, 311
7	繰入金	3, 575, 777	△69, 195	3, 506, 582
	合 計	24, 010, 780	△378, 207	23, 632, 573

(歳出) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	22, 551, 277	△534, 225	22, 017, 052
3	地域支援事業費	962, 608	12, 667	975, 275
4	基金積立金	245, 386	143, 351	388, 737
	合 計	23, 759, 271	△378, 207	23, 381, 064

<歳入の内訳>

○保険料 第 1 号被保険者保険料 30,223

○国庫支出金 介護給付費負担金 △91,639

調整交付金 △33,885

地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 2,534

介護保険事業費補助金 4,000

介護保険災害臨時特例補助金 981

○支払基金交付金 介護給付費交付金 △144,242

地域支援事業支援交付金 3,420

○県支出金 介護給付費負担金 △81,987

地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,583

 \bigcirc 繰入金 $$ 一般会計繰入金 $$ $$ \bigcirc 69, 195

<歳出の内訳>

○保険給付費	居宅介護サービス給付費	$\triangle 162, 115$
	地域密着型介護サービス給付費	△56, 770
	施設介護サービス給付費	△273, 846
	高額介護サービス費	△25, 148
	特定入所者介護サービス費	△16, 346
○地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	12, 667
○基金積立金	介護保険財政調整基金積立金	143, 351

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第17号
提	出	課	地域医療推進室

令和3年度上越市病院事業会計補正予算(第2号)の概要

【補正理由】

国の看護職員等処遇改善事業の実施に伴い、上越地域医療センター病院で働く看護職員 等の処遇改善を行うため、所要の経費を増額するもの

【補正内容】

収益的収支

(支出) (単位:千円)

(> -1 1)			\ 1 I— \ 1 1 17
区 分	補正前	補正額	補正後
病院事業費用	2, 775, 532	1, 303	2, 776, 835
1 医業費用	2, 704, 852	1, 303	2, 706, 155
2 経費	2, 571, 802	1, 303	2, 573, 105

【実施内容】

- ・支給対象者 233人(看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士ほか)
- ・交 付 額 一人当たり 2,796 円(賃金引上げ分 2,400 円+法定福利費 396 円)×233 人×2 か月 (令和 4 年 2 月及び 3 月分) =1,302,936 円

【その他】

看護職員等の処遇改善に対する国の補助金については、交付時期が令和4年4月以降となるため、令和4年度予算に計上する。

所	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第33号
提	出	課	高齢者支援課

上越市シニアセンター条例の一部改正について

1 改正理由

本町ふれあい館について、老朽化が進んでいることから、代替施設として福祉交流 プラザ等を活用することとし、供用を廃止するもの

2 改正内容

条文中で引用する本町ふれあい館の施設名を削る(第2条、第3条関係)

- 3 施行期日 令和4年4月1日
- 4 上越市シニアセンター条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

					(下)树部分	が及び太幹部分か	以止固別儿
	Ē	改 正 案			Ę	改 正 前	
	(名称及び位置)				(名称及び位	置)	
第	2条 略			第	2条 略		
	名 称	位 置			名 称	位置	
			(削除)		本町ふれあい館	上越市本町二 丁目2番33 号	
	直江津ふれあい館	上越市住吉町 3番5号(上 越市立直江津 小学校1階 内)			直江津ふれあい館	上越市住吉町 3番5号(上越市立直江津 小学校1階 内)	
	(施設)				(施設)		•
第	第3条 センターの施設は、 <u>ギャラリー</u>			第	3条 センタ	ーの施設は、 <u>次に</u>	掲げるとお
	とする。				<u>り</u> とする。		
			(削除)		(1) ギャラリ	<u>—</u>	
			(削除)		(2) 談話室		

<参考>施設の概要

施設名称	上越市シニアセンター
所 在 地	(1) 本町ふれあい館(上越市本町二丁目2番33号) (2) 直江津ふれあい館(上越市住吉町3番5号(上越市立直江津小学 校1階内))
設置目的	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場及び世代を 超えた交流の場としてシニアセンターを設置する。

	(1) 本町ふれあい館
	ア ギャラリー
施設一覧	イ 談話室
	(2) 直江津ふれあい館
	ア ギャラリー
凯 卑 左 疟	(1) 本町ふれあい館(平成10年度)
設置年度	(2) 直江津ふれあい館 (平成19年度)

所:	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第39号
提	出	課	福祉課

工事請負契約の締結について (新上越斎場建設事業 建設工事)

(1) 入札年月日 令和3年12月24日

(2) 仮契約の相手方 高舘グループ

(上越市西本町2丁目1番5号)

代表企業 株式会社高舘組

構成企業 株式会社高舘組

中田建設株式会社

株式会社石本建築事務所 東京オフィス

株式会社アイ建築研究所

(3) 契約額 2,010,250,000円 (入札金額) (1,827,500,000円)

- (4) 予 定 価 格 2,365,000,000 円 (税 抜 価 格) (2,150,000,000 円)
- (5) 最低制限価格 なし
- (6) 契約期間 契約締結の日から令和7年8月29日まで
- (7) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (8) 入 札 結 果

順位		入 札 参 加 者	結果
1	代表企業	㈱高舘組	0
2	代表企業	㈱植木組 上越支店	
3	代表企業	㈱守谷商会 上越営業所	

【総合評価の結果】

(左欄から入札参加資格審査書類受付順に表記)

審査項目	代表企業 植木組	代表企業 守谷商会	代表企業 高舘組
(1)整備方針との整合(10点)	6.00 点	5.00 点	7.50 点
(2)実施体制、リスク管理方針	(5 点) 2.25 点	2.00 点	3.00 点
(3)地域経済への配慮(10点)	5.50 点	4.00 点	6.50点
(4)設計に関する事項 (35 点)	17.75 点	17.25 点	23.00 点
(5)建設に関する事項(20点)	9.00 点	9.00 点	10.00点
提案審査 (80 点)	40.50 点	37.25 点	50.00 点
入札価格 (税抜)	2, 050, 000, 000	1, 810, 000, 000	1, 827, 500, 000
	円	円	円
価格審査(20点)	17.66 点	20.00 点	19.81 点
合計 (100 点)	58.16 点	57.25 点	69.81 点
審査結果			0

※公正な提案審査を実施するため、審査時は企業名を伏して審査

【審査講評】

最優秀提案者の提案は、とりわけ設計に関する事項において、車寄せに高さと奥行きのある屋根を架け、強雨時に柩や遺族等を濡らさない工夫がされていた。さらに、タイムテーブルをよく分析し、到着遅延に対応できる告別収骨予備室を設けているほか、エントランスホールは、化粧壁を立てたダブルコリドール方式を採用し通路を2つに分け、遺族等の交錯を防止することで、利用者目線の動線計画としていたことを高く評価した。

また、地域経済への配慮では、市内発注率が一番高いこと、さらに維持管理への配慮では、待合部門を2つに分け、利用者が少ない時や将来的に火葬需要が少なくなった時に片方のみの運用ができることを高く評価した。これらの特筆すべき点を含め、総合的に整備方針に掲げる全ての項目について、その実現性を高めることができる内容であった。

【工事概要】(令和7年度までの債務負担行為を設定済)

地質調査、基本設計、実施設計、工事監理、建設工事(施設建設、造成外構を含む)、 既存施設の解体 ほか

所:	管 委 員	会	厚生常任委員会
関	係 案	件	議案第41号
提	出	課	福祉課

指定管理者の指定について(市民いこいの家)

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団 体 名	株式会社新潟ビルサービス			
所 在 地	新潟市中央区上大川前通九番町 1268 番地 2			
設立年月日	昭和 38 年 4 月 1 日			
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。			
団体の事業	 建築物及び施設の維持管理、運営の請負 建築物及び建築設備の設計、施工、監理の請負 警備業法に基づく警備保安業務 労働者派遣事業 ガス、水道、電気等公共料金の検針、計算、請求代行業務 清掃用機材及び用品の販売 一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集及び運搬業務 損害保険の代理店業務 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務 飲食店営業及び酒類、食料品、雑貨販売 前各号に附帯する一切の業務 			

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※当該施設は、公の施設の適正配置計画に基づき、温浴機能の廃止について、令和 4年度において引き続き地域と協議を進めることから、指定期間を1年間とする

(3) 指定の理由

1年間という短期の指定期間であることから、公募を行わず、平成 18 年度から当該施設の指定管理者として施設を適切に管理してきた実績がある株式会社新潟ビルサービスを指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

- 1 管理運営の方針
 - 「市民のふれあい」と「健康増進」が一体となる施設づくりを目指す。
 - ・「公共性の確保と説明責任」を基本方針に、「平等・公平な利用の確保」、「透明性のある運営」、「法令遵守(コンプライアンス)の徹底」に取り組む。
- 2 適切な管理運営及びサービス向上のための取組
 - ・浴槽内の水質検査を始め、周辺設備を含めたレジオネラ属菌の発生予防対策の 徹底
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を含む日常的な衛生対策を徹底し、 安心・安全で快適に過ごせる環境の提供
 - ・社内各部署との連携による経費節減及び緊急時の応援体制の整備
 - ・季節のイベント湯、物販販売の実施による利用促進、満足度の向上

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保 することができるものであること。

- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減 が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (2) 候補者の決定方法

次の理由から候補者として決定した。

- アこれまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったため。
- イ 書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」 「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者とし ての適格性について評価する総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、適切であると評価し候補者として決定した。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	17, 438
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	17, 340
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	14, 577
④ 指定管理料の増減額 (②-③)	2, 763

(2) 主な増減理由

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、収入の減を見込んだことによる増

所管委員会		会	厚生常任委員会
関係案件		件	議案第42号
提	出	課	高齢者支援課

指定管理者の指定について(清里生活支援ハウス)

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団 体 名	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
所 在 地	上越市木田新田1丁目1番3号
設立年月日	昭和 43 年 4 月 23 日
設立目的	上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする 事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、 地域福祉の推進を図ることを目的とする。
団体の事業	① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成④ 公益を目的とする事業(生活支援ハウスの管理経営事業) ほか

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

生活支援ハウスの利用者が安全で安心して暮らせるためには、専門的な知識と経験に加え、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が必要であり、現指定管理者と法人合併し、これまでの清里生活支援ハウスにおける運営のノウハウを引き継ぐ社会福祉法人上越市社会福祉協議会を随意に指定するもの

(4) 事業計画の概要

1 管理運営の方針

- (1) 入居者の生活の質の向上に努め、健康や身体機能の維持、介護予防、生きがいづくり、地域交流等に努め、入居者が安全に安心して生活できるよう支援する。
- (2) 地域と交流を図りながら、併設するデイサービスセンター等と併せ地域一体型の拠点施設として、在宅での生活により近い環境を目指す。
- (3) 入居者や家族、地域の意見を十分に反映できるよう、ニーズ把握に努め、入居者本位の運営を目指す。

2 特記事項

- (1) 地域交流事業や生きがい活動、また介護予防事業(機能訓練、転倒骨折予防体操、栄養指導、口腔ケア)に積極的に取り組み、サービスの向上に努める。
- (2) 法人全体の一体的な運営や、施設の勤務形態による連携協力を図ることにより、人員配置の効率化を図り、人件費の抑制に努める。

(3) 市や地域包括支援センターと常に連携を図り、地域の状況把握に努めるとともに、入居状況等を情報提供することにより、施設の利用促進を図る。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保 することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (2) 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について評価する総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、適切であると評価し候補者として決定した。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

① 債務負担行為設定額	42, 450
② 今回の指定期間の指定管理料 (年額)	8, 490
③ 前回の指定期間の指定管理料 (年額)	9, 548
④ 指定管理料の増減額 (②-③)	△1,058

(2) 主な増減理由

職員配置の見直しによる人件費の減

所管委員会			厚生常任委員会
関係案件		件	議案第1号
提	出	課	福祉課

蔵出科目 (P168~P169) 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費	歳出科目(P168~P169)		社会福祉総務費
--	-----------------	--	---------

-				
事 業 名	本年度	前年度	比	較
社会福祉協議会費	38, 594	39, 134		△540

	主な	財	源	主	な	経	費	
一般財源	38, 594			負担金補助及び交付金	È			
				38	8, 594			

【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動への支援を通して、当市の地域福祉を推進する。

【実施内容】

- (1) 社会福祉協議会補助金 16,561 上越市社会福祉協議会の地域福祉活動に係る経費の一部を補助する。
- (2) やすづか学園運営費補助金 19,000 フリースクール「やすづか学園」の運営に係る経費の一部を補助する。

<在籍(在学)者数等>

(単位:人)

1 1 1 1 1 1 1 1	H 22.	
学年	人数	出身地
小学4年	1	市内 (1)
小学5年	1	市内 (1)
小学6年	5	市内 (4)、市外 (1)
中学1年	4	市内(3)、市外(1)
中学2年	6	市内(5)、市外(1)
中学3年	3	市内 (2)、市外 (1)
合 計	20	市内 (16)、市外 (4)

※令和4年1月1日現在

(3) 権利擁護事業補助金 3,033

認知症や知的、精神の障害により、金銭管理面などで判断能力が不十分な人を支援 する権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

・日常生活自立支援事業 認知症や知的、精神の障害のため、金銭管理などの判断能力が不十分な人に対 し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等を支援する。

• 法人後見事業

成年後見制度の啓発を行うとともに、親族による後見や第三者後見が見込めない事案について、上越市社会福祉協議会が受任する。

歳出科目(P168~P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
	i	

事 業 名	本年度	前年度	比	較
民生委員・児童委員活動費	27, 162	26, 488		674

	主な	財	源		主	な	経	費	
県支出金	4			報償費		24, 314	役務費		453
一般財源	27, 158			旅費		67	負担金袖	前助及び交付金	:
				需用費		465			1,863

【目的】

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。

【実施内容】

(1) 活動報償金 24,284

県とともに、民生委員・児童委員、主任児童委員が活動するための経費を支給する。

<活動報償金(年額)>

(単位:円)

区分	地区協議会長	一般委員
上越市分	62, 200	55, 200
新潟県分	51, 980	51, 980
合 計	114, 180	107, 180

(2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会補助金 1,863

委員の資質向上を図るため、連合会が実施する各種研修等に係る経費の一部を補助する。

<積算基礎>

人数割@4,000 円×437 人+協議会割@5,000 円×23 地区

<主な研修>

委員の活動に役立つ知識を深めるとともに情報交換を行うため、各種研修を行う。

- ・ブロック研修会 … 6ブロックに分けて各1回
- •全体研修会 … 年1回

歳出科目 (P168~P169) 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

単位:千円

事業名	本年度	前年度	比	較
要援護世帯除雪費助成事業	53, 891	53, 675		216

	主な	財	源		主	な	経	費	
一般財源	53, 891			需用費		14			
				役務費		1,852			
				扶助費		52, 025			

【目的】

自らの力で除雪することが困難な要援護世帯への除雪作業に要する費用の一部助成を通して、冬期間における雪害事故を防止し、安心して暮らすことができるよう支援する。

【4年度目標】

要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての人が助成を受け、除排雪ができている状態とする。

【実施内容】

要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成する。

1 対象世帯

市民税所得割が非課税である下記のいずれかの世帯

区分	対象世帯
高齢者世帯	・65 歳以上のみの世帯 ・60 歳以上のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯 ・65 歳以上の高齢者又は60 歳以上の寝たきりの人と児童のみの 世帯
ひとり暮らし 高齢者世帯	・65 歳以上又は60 歳以上の寝たきりの人の単身世帯
母子・父子世帯	・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・ 準父子世帯	・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び65歳以上の 高齢者のみの世帯
障害者世帯	・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と 60 歳以上の人のみの世帯 ・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人と 児童のみの世帯 ・身体障害者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けている人の みの世帯
その他の世帯	・知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人

2 対象としない世帯

次に該当する場合は、1の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・同一家屋内(敷地内含む)で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、 実質的に労力のある親族と同居している世帯

3 助成限度額 (一冬期間の1世帯当たりの上限額)

2077111 22 4 12 1 1 7 7 1 1 1 1	11 -1 - 2 11 11 2 0
多雪区域 ※積雪深が 2mを超える地域	その他の区域
65, 600 円	41,000円

(参考)

区分	令和え	元年度	令和 2	年度※	令和3年度 (1月末現在)		
区域別	多雪	その他	多雪	その他	多雪	その他	
助成世帯数(世帯)	184	231	613	2, 164	118	60	
助成額(千円)	2, 749	1,004	30, 197	57, 481	3, 237	718	
平均助成額(円)	14, 940	4, 346	49, 261	26, 562	27, 431	11, 975	
助成世帯数(世帯)		415		2,777		178	
助成額(千円)		3, 753		87, 679		3, 955	

[※]災害救助法適用期間中(令和3年1月10日~1月31日)に行った救助法対象となる範囲(屋根雪下ろしや玄関前等)の除排雪経費を除く。

提	出	課	福祉課
---	---	---	-----

歳出科目 (P168~P169) 3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費

単位:千円

事 業 名	本年度	前年度	比	較
市民いこいの家管理運営費	17, 906	15, 622		2, 284

	主な	財	源		主	な	経	費	
一般財源	17, 906			需用費		468			
				委託料		17, 438			

【目的】

市民が気軽に利用できる憩いの場を提供し、市民のふれあいと健康増進を図る。

【実施内容】

(1) 指定管理者

株式会社 新潟ビルサービス

(指定期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)

(2) 業務内容

施設及び設備の維持管理並びに利用の承認

<施設の概要>

(1) 所在地

上越市石橋1丁目1番3号(平成6年4月開設)

(2) 構造等

鉄骨造一部 2 階建 延床面積 1,072.84 ㎡

(3) 施設内容

和室、多目的室、浴場など

歳出科目(P170~P171)

事 業 名	本年度	前年度	比 較	
保護観察費	2, 034	2, 122	△88	8

	主な	財	源	主が	な	経	費	
一般財源	2, 034			負担金補助及び交付金				
				2, 03)34			

【目的】

上越地区保護司会と更生保護女性会への支援を通して、犯罪のない安全・安心な地域づくりを推進する。

【実施内容】

(1) 上越地区保護司会負担金 1,882

犯罪防止を始め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える更生保護活動に係る経費を負担金として支出する。

<団体の概要>

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員(無報酬)
- ・所属保護司現員数:68人(令和4年2月1日現在)
- ·保護観察件数:31件(令和4年2月1日現在)
- ・「更生保護サポートセンター」を福祉交流プラザ内に開設し、保護観察対象者等との 面接場所の提供のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動を 推進している。
- (2) 上越市更生保護女性会連合会補助金 152 女性の立場から、更生保護活動の増進を図るために実施する各種研修等に要する経費に対して補助金を支出する。

歳出科目(P170~P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

事	業	名	本年度	前年度	比	較
社会社	冨祉総務管	理費	30, 294	27, 978		2, 316

	主な	財	源		主	な	経	費	
国庫支出金	739			報酬		17, 564	旅費		795
県支出金	371			職員手当等		3, 447	需用費		1, 483
一般財源	29, 184			共済費		3, 558	委託料		2, 488

【目的】

相談窓口の開設や地域福祉計画策定委員会などに関する事務を執行する。

【実施内容】

- (1) 手話通訳業務の委託 2,488 聴覚に障害のある人の相談等に常時対応するため、手話通訳ができる福祉相談 員1人を配置し、障害者手帳等の申請・受付などの福祉に関する相談窓口業務を行う。
- (2) 会計年度任用職員の配置(11人) 25,190 福祉総合窓口等に福祉相談員4人及び事務職7人を配置する。
- (3) 「上越市のふくし」の作成 健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越 市のふくし(令和4年版)」を発行する。
- (4) 庁用車(6台)の管理 1,300 燃料費、修繕料、手数料、保険料、有料道路使用料、自動車重量税
- (5) 地域福祉計画策定委員会の開催 421 平成31年3月に策定した「上越市第2次地域福祉計画」について、次期計画策定の ための協議を行う。

歳出科目(P170~P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

事	業	名	本年度	前年度	比	較
福祉業務管理シ	/ステム開	発・運営費	9, 571	10, 566		△995

	主	な	財	源	主	な	経	費	
一般財源		9, 571			委託料	4, 176			
					使用料及び賃借料	5, 395			

【目的】

各種福祉サービス利用者の情報を上越市福祉業務管理システムで一元管理することにより、庁内関係課と情報を共有し、利用者の手続の簡素化と事務処理の迅速化を図る。

【実施内容】

- (1) 障害福祉システムの改修 4,176 市障害福祉システムについて、国が進める障害データベースの構築に対応するため に必要な改修を行う。
- (2) 生活保護システムのリース料 5,371
- (3) レセプトオンラインシステム回線使用料 24 社会保険診療報酬支払基金からレセプトデータを取得する。

事業名	本年度	前年度	比	較
生活困窮者自立支援事業	44, 971	50, 979		△6, 008

	主	な	財	源		主	な	経	費	
国庫支出金		32, 754			報償費		60	負担金額	前助及び交付金	
一般財源		12, 217			旅費		17		1,68	30
					委託料		34, 980	扶助費	8, 23	34

【目的】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者個々の課題や状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却、早期自立を促す。

【4年度目標】

自立相談支援計画の策定が必要な人に対し、確実に計画を作成し、早期の自立を支援する。

【実施内容】

(1) 生活困窮者自立支援事業 35,057

自立相談支援事業(委託先:地域包括支援センター)と就労準備等支援事業(委託 先:社会福祉法人みんなでいきる)に分けて委託し、就労や生活再建を支援する。

① 対象者 就労や心身の状況、地域社会との関係、その他様々な事情により、経済的に困窮している人や最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

② 実施事業

	事業名	事業内容	国庫 補助率
自互	立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画に基づく包括 的な支援、地域のネットワークづくり等	3/4
就労準	就労準備支援 事業	生活習慣の形成(生活自立支援)、コミュニケーション能力の形成(社会自立支援)、ハローワークへの同行支援等(就労自立支援)	2/3
備等支	家計改善支援 事業	家計の再建に向けた収支バランスの診断や助言、 債務整理方法の検討や法律専門家への同行支援	2/3
援事業	一時生活支援 事業	住居が無い急迫した相談者に一時的な宿泊場所を 提供	2/3

- (2) 住居確保給付費 8,234
 - ① 対象者 離職、廃業、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれのある人
 - ② 要 件 離職、廃業後2年以内、または給与等の収入が個人の責任・都合に よらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している 状況にあること
 - ③ 事業内容 就職活動を支援するため、求職活動期間における住居確保のための 家賃を支給する。なお、ハローワークへ求職の申込みをし、誠実か つ熱心に求職活動を行うことが支給条件となっている
 - ④ 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額(例:単身世帯32,000円~7人以上世帯50,000円)
 - ⑤ 支給期間 3か月間(最大12か月間)

<住居確保給付費の状況>

区分	令和3年度 (見込み)	令和4年度
新規申請件数 (件)	26	26

- (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 1,680
 - ① 対象者 令和4年3月までに総合支援資金の再貸付が終了する世帯及び再貸付が不承認とされた世帯、又は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了する世帯で、収入要件、資産要件及び求職活動要件など一定の要件を満たす世帯(生活保護受給中の世帯を除く)
 - ② 支給額 単身:6万円 2人:8万円 3人以上:10万円
 - ③ 申請期間 令和4年3月31日
 - ④ 支給期間 3か月間(令和4年6月30日まで)※1回(3か月間)に限り再支給可能

<支給状況>(再支給含む)

区分	令和3年度 (見込み)	令和4年度
申請延べ件数(件)	6	11